



平成 29 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社豊和銀行
代 表 者 名 取締役頭取 権藤 淳
(コード番号 8559 福証)
問 合 せ 先 総合企画部長 浜野 法生
(TEL 097-534-2611)

第三者割当による E 種優先株式発行、A 種優先株式（自己株式）の取得並びに
資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ

株式会社豊和銀行（取締役頭取 権藤 淳）（以下「当行」といいます。）は、平成 28 年 10 月 12 日付適時開示「新たな資本政策の検討の開始について」で発表いたしました通り、具体的な資本政策の内容について検討してまいりましたが、本日開催の当行取締役会において、下記のとおり第三者割当により当行 E 種優先株式を発行（以下「本件第三者割当」といいます。）すること、A 種優先株式の自己株式取得（以下「本件取得」といいます。）を行うこと並びに資本金及び資本準備金の額の減少を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件第三者割当は、平成 29 年 4 月 11 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）並びに普通株主様、A 種優先株主様、B 種優先株主様及び D 種優先株主様による各種類株主総会（以下、本臨時株主総会と併せて、「本臨時株主総会等」と総称します。）において本件第三者割当に必要な定款変更に係る議案が承認されること（又は会社法第 325 条で準用される同法第 319 条の規定により種類株主総会の決議があったものとみなされること）並びに本臨時株主総会において本件第三者割当に係る議案が承認されることを条件としており、本件取得並びに資本金及び資本準備金の額の減少については、本件第三者割当の効力が生じること等が条件となります。

記

I. 第三者割当による E 種優先株式の発行について

1. E 種優先株式の概要

(1) 払込期日	平成 29 年 4 月 27 日
(2) 発行新株式数	8,000,000 株（上限）
(3) 発行価額	1 株につき 1,000 円
(4) 調達資金の額	8,000,000,000 円（上限）
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。 割当予定先につきましては、決定次第、速やかに開示いたします。
(6) その他	詳細は別紙（株式会社豊和銀行 E 種優先株式発行要項）をご覧ください。 E 種優先株式の優先配当金については本臨時株主総会の招集に先立ち、3 月上旬を目処に決定される予定ですが、E 種優先株主は普通株主に優先して配当を受け取ることができます。 E 種優先株式の配当につき、非累積・非参加条項を定めております。 株主総会の議決権はありません。 平成 36 年 4 月 1 日以降、当行取締役会が別に定める日が到来したときは、金銭を対価として当行が E 種優先株式の全部又は一部を取得できる旨の取得条項が付されています。

	<p>また、平成 39 年 4 月 1 日には、普通株式を対価として当行が E 種優先株式の全てを取得する（以下「一斉取得」といいます。）旨の取得条項が付されています。</p> <p>上記各号については、①本件第三者割当に係る金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していること、②平成 29 年 4 月 11 日開催予定の本臨時株主総会等において本件第三者割当に必要な定款変更に係る議案が承認されること（又は会社法第 325 条で準用される同法第 319 条の規定により種類株主総会の決議があったものとみなされること）、及び③本臨時株主総会において本件第三者割当に係る議案が承認されることを条件としております。</p>
--	---

（注）発行新株式数及び調達資金の額は、本臨時株主総会（平成 29 年 4 月 11 日開催予定）までに最終的に決定される予定です。

2. 募集の目的及び理由

当行は、「地域への徹底支援による地元経済の活性化」を基本方針に据え、「地元大分にはなくてはならない地域銀行」として地域の取引先に対する円滑な資金供給と経営改善支援等を行うという地域金融機関としての責務を引き続き果たしていくためには、内部留保の蓄積に努めるとともに、更なる自己資本の充実が必要であると考えております。

一方、当行が発行している A 種優先株式は、現時点の銀行の自己資本比率規制（バーゼルⅢ国内基準）において制約要件^(注1)があること等から、平成 28 年 10 月 12 日付で公表しております「新たな資本政策の検討の開始について」に記載のとおり、バーゼルⅢ国内基準において自己資本（コア資本^(注2)）に算入できる「強制転換条項付優先株式」の発行及び A 種優先株式の償還を含めた新たな資本政策について検討を進めてまいりましたが、当行は、上記の課題を解決するに当たって、A 種優先株式を償還するとともに、その全額をコア資本に算入可能という商品性を有している E 種優先株式を第三者割当の方法により発行することが適切であると判断いたしました。

本件第三者割当による調達資金の上限は 80 億円ですが、下記「3.（2）調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期」に記載の通り、手取金のうち 60 億円については、本件第三者割当の払込期日と同日付で A 種優先株式の償還資金に充当する予定です。このように、全額をコア資本に算入可能である E 種優先株式を発行し、その手取金の一部を A 種優先株式の償還資金に充当することで、当行の自己資本を維持・充実させることができます。

また、本件第三者割当によって、上記の A 種優先株式の償還資金である 60 億円を上回る金額（80 億円（上限））の E 種優先株式を発行することとしておりますが、これは、E 種優先株式はその全額をコア資本に算入可能であることから、前述した当行の自己資本比率（バーゼルⅢ国内基準）の安定的な維持・向上のため、より一層の資本の上積みを図ることを企図したものです。さらに、下記「3.（2）調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期」に記載の通り、当該手取金の残額（約 19 億円）については、貸出金等に充当する予定であり、これにより、地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務をより一層果たすことができると考えております。

上記に加えて、資金調達方法の選択という観点からは、本件第三者割当により調達が必要となる金額に鑑みると、当行株主構成への影響、さらには希薄化に伴う既存株主の権利等への影響を可及的に回避するために、即時の議決権の希薄化を伴う普通株式の公募増資等ではなく、株主総会における議決権を有しない E 種優先株式の第三者割当が資金調達方法として適当であると判断したものであります。この点について、E 種優先株式は普通株式を対価とする取得条項が付与された議決権のない転換型優先株式ではありますが、E 種優先株式に係る一斉取得日は、発行から約 10 年後に設定されているため、普通株式に係る希薄化が直ちに生じることはありません。また、E 種優先株

式は、発行から約7年後以降に当行の選択によって行使が可能となる金銭を対価とする取得条項が付与されているため、かかる金銭対価の取得条項が行使される範囲では、E種優先株式が普通株式に転換されることはなく、普通株式に係る希薄化は生じません。当行は、着実な剰余金の積み上げを図り、当該行使可能日以降、金銭を対価とするE種優先株式の取得を実施することで、普通株式への転換を極力回避したいと考えております。

以上のように総合的に検討した結果、当行はE種優先株式の第三者割当を選択したものであります。

(注1)「制約要件」とは、A種優先株式が適格旧資本調達手段であることから、バーゼルⅢ国内基準においてはその全額を自己資本に算入することができず、自己資本への算入額が漸減していくことをいいます。

(注2)「コア資本」とは、金融機関の経営の安定度を測る指標の一つで、普通株式(及び普通株式へ強制的に転換される条項の付いた優先株式)と内部留保で構成されます。従来は、資本を「中核的な資本」や「補完的な資本」などに分類しておりましたが、バーゼルⅢを踏まえた国内基準行の自己資本比率規制においては、自己資本への算入が認められるのはコア資本のみとされております。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)(予定)

払込金額の総額	8,000,000,000円
発行諸費用の概算額	54,000,000円
差引手取概算額	7,946,000,000円

※ 払込金額の総額は、本件第三者割当によりE種優先株式に係る発行新株式数の上限である8,000,000株が発行された場合の額であり、払込金額の総額は本臨時株主総会(平成29年4月11日開催予定)までに最終的に決定される予定です。

発行諸費用の概算額は、登録免許税、E種優先株式の価値算定費用、弁護士費用、フィナンシャル・アドバイザー費用を見込んでおります。

発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期

E種優先株式の発行により調達した差引手取概算額上限7,946,000,000円のうち、6,000,000,000円については、本件第三者割当の払込期日と同日である平成29年4月27日にA種優先株式の償還資金に充当し、その残額については払込期日以降に貸出金等に充当する予定であり、これにより、地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務をより一層果たすことができると考えております。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の通り、E種優先株式はその全額をコア資本として算入できる要件を満たしております。

上記「3.(2) 調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期」に記載の通り、本件第三者割当による手取金のうち60億円については、本件第三者割当の払込期日と同日である平成29年4月27日にA種優先株式の償還資金に充当する予定です。全額をコア資本として算入可能であるE種優先株式を発行し、その手取金の一部をコア資本への算入額が今後漸減していく適格旧資本調達手段であるA種優先株式の償還資金に充当することで、当行の自己資本を維持・充実させることができます。

また、本件第三者割当によって、A種優先株式の償還資金である60億円を上回る金額(80億円

(上限)を調達することで、当行の自己資本比率(バーゼルⅢ国内基準)の安定的な維持・向上のため、より一層資本の上積みを図ることができます。さらに、上記「3.(2)調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載の通り、当該手取金の残額(約19億円)については、貸出金等に充当する予定であり、これにより、地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務を一層果たすことができると考えております。

このように、本件第三者割当によって、自己資本の増強及び財務基盤の強化を図り、安定的な収益基盤の向上に資するものであること、さらには上述した地域金融機関としての責務を果たすことができることから、資金使途について十分な合理性があるものと判断いたしました。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当行は、E種優先株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、優先株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当行から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(代表者:黒崎 知岳、住所:東京都港区元赤坂一丁目1番8号)(以下「独立算定機関」といいます。)にE種優先株式の株式価値の算定を依頼いたしました。本臨時株主総会の招集に先立って行う予定のE種優先株式の優先配当金の額の決定に際して、独立算定機関は、一定の前提に基づき、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項モデルを用いて価値算定を実施し、E種優先株式の理論的価値に係る株式価値算定書を当行に提出する予定です。

当行は、E種優先株式の優先配当金の額の決定にあたってはE種優先株式の発行条件及び払込金額が公正な水準となるよう、上記株式価値算定書におけるE種優先株式の理論的価値評価に加えて、割当予定先との交渉結果、当行が現在置かれた事業環境・財務状況及びわが国の金融・経済状況等についても総合的に勘案の上決定する予定です。さらに、客観的な市場価格の無い優先株式の公正価値については、その計算が高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方がありうることから、株主の皆様のご理解を得るため、会社法第199条第2項及び第3項並びに第201条第1項に基づき、平成29年4月11日開催予定の本臨時株主総会における特別決議による承認を得ることを条件として、E種優先株式を発行することといたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当行は、E種優先株式を8,000,000株発行することにより、総額80億円(上限)を調達いたしますが、上記「2.募集の目的及び理由」に記載の通り、本件第三者割当は当行の自己資本の維持・充実に目的としており、そのために必要となる調達金額であること、また、前述の資金使途及びそれが合理性を有していることに照らしますと、E種優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、E種優先株式は、普通株式を対価とする取得条項(一斉取得条項)が付与された議決権のない転換型優先株式であります。E種優先株式に係る一斉取得日は、発行から約10年後に設定されているため、普通株式に係る希薄化が直ちに生じることはありません(E種優先株式には普通株式を対価とする取得請求権(転換請求権)は付されていません)。当行は、着実な剰余金の積み上げを図り、平成36年4月1日以降、金銭を対価とするE種優先株式の取得を実施することで、普通株式への転換を極力回避したいと考えております。もっとも、仮に当該一斉取得条項が行使された場合には、当行はE種優先株式の取得と引換えに、取得の対象となったE種優先株式の数にE種優先株式の払込金額相当額(1株当たり1,000円)を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付することとなります。一斉取得価額は、一斉取得日

に先立つ 20 取引日目に始まる 15 連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」といいます。）における当行普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。）となりますが、下限取得価額を下限とします。下限取得価額は 45 円であり、これは本件第三者割当の発行決議日の前営業日の当行普通株式の終値の約 60%を基礎として設定された金額となります。かかる下限取得価額の設定は、他の地方銀行における同種の強制転換型優先株式の商品性の設計や、後述するように、下限取得価額で普通株式に転換された場合における当行における希薄化の規模等を総合的に勘案して決定しております。

そして、本件第三者割当により E 種優先株式に係る発行新株式数の上限である 8,000,000 株が発行され、かつ、発行される E 種優先株式の全部について、下限取得価額である 45 円により一斉取得条項が行使されたと仮定すると、E 種優先株式の最大の希薄化率（本件第三者割当に係る募集事項の決定前における発行済株式に係る総議決権 58,333 個に対する E 種優先株式が下限取得価額 45 円により普通株式に転換された場合に交付される普通株式に係る議決権数 177,777 個の比率）は約 304.7%となります。

しかしながら、前述した通り、(i) E 種優先株式に係る一斉取得日は発行から約 10 年後に設定されており、また、転換請求権は付されていないため、普通株式に係る希薄化が直ちに生じることはないこと、(ii) 普通株式を対価とする一斉取得条項には下限取得価額が設定されており、一斉取得条項が行使された場合でも、普通株式に係る希薄化には上限があること、(iii) 発行から約 7 年後以降に当行の選択によって行使が可能となる金銭を対価とする取得条項が付与されているため、かかる金銭対価の取得条項が行使される範囲では、E 種優先株式が普通株式に転換されることはなく、普通株式に係る希薄化は生じないこと、(iv) 当行は、着実な剰余金の積み上げを図り、平成 36 年 4 月 1 日以降、金銭を対価とする E 種優先株式の取得を実施することで、普通株式への転換を極力回避したいと考えていることからすれば、希薄化によって既存株主様に生じ得る影響は限定的と考えております。

なお、希薄化率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定は、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると福岡証券取引所が認める場合に該当するとして、当該第三者割当の目的、割当対象者の属性、発行可能株式総数の変更に係る手続の実施状況その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと福岡証券取引所が認める場合を除き、上場廃止基準に該当するとされております（福岡証券取引所における株券上場廃止基準の取扱い 1. (15) f、g）。

当行といたしましては、E 種優先株式の発行に伴う希薄化により既存株主様に生じ得る影響は限定的と思われることに加えて、前述した通り、E 種優先株式の調達金額に合理性があることにも鑑みると、E 種優先株式の発行により生じ得る希薄化の規模は合理的であると判断しており、また、E 種優先株式の発行及び発行可能種類株式総数の増加に係る定款変更並びに E 種優先株式の発行について、本臨時株主総会への付議により、株主の承認を得た上で適法に手続が遂行される予定であること等を踏まえ、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ない場合として、上場廃止基準に該当しないものと考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

本件第三者割当においては、当行の A 種優先株主様のほか、当行の地元の取引先等を対象に引受けを依頼する方針であり、依頼先は、通常の第三者割当に比べ相当程度広範なものとなる見込みです。かかる状況を踏まえ、当行は有価証券届出書の提出後に割当予定先との間で本件第三者割当に関する交渉を開始し、引受けに協力を得られた方々に割り当てることとしましたので、割当予定先及び各割当予定先の割当株式数については、本日時点では未定となっております。

ます。

今後、割当予定先が決定次第、速やかに開示いたします。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前（平成 28 年 9 月 30 日現在）		募集後
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 4）	5.68%	同左
株式会社福岡銀行	4.41%	
株式会社みずほ銀行	4.19%	
豊和銀行従業員持株会	3.53%	
日本トラスティ・サービス信託銀行（信託口）	3.10%	
株式会社西日本シティ銀行	2.46%	
日本生命保険相互会社	2.24%	
株式会社福岡中央銀行	2.21%	
株式会社南日本銀行	2.10%	
株式会社宮崎太陽銀行	2.09%	

(2) E種優先株式

募集前	募集後
該当なし	未定

8. 今後の見通し

本件第三者割当による業績に与える直接的な影響はございません。本件第三者割当を実施することにより、当行は自己資本の増強及び財務基盤の強化を実現し、将来の事業展開に備え安定的な収益基盤を向上させるとともに、十分なコア資本を確保し、企業価値の向上を図ることができると考えております。なお、本件第三者割当により、平成 29 年 9 月末の当行の自己資本比率は 8.6%となる見込みです。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、潜在的な希薄化率が 25%以上となる大規模な水準となることから、福岡証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第 2 条に規定される独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続を要します。そこで当行は、平成 29 年 4 月 11 日開催予定の本臨時株主総会における特別決議による承認を得ることを条件として、E種優先株式を発行することといたしました。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（単位：百万円。特記しているものを除く。）

	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
--	--------------	--------------	--------------

経常収益	11,759	12,037	11,469
経常利益	1,525	1,169	1,215
当期純利益	1,021	876	925
1株当たり当期純利益金額(円)	10.89	7.44	8.37
1株当たり配当金(円)	普通株式 1.00 A種優先株式 35.00 B種優先株式 8.00 D種優先株式 0.035	普通株式 1.00 A種優先株式 35.00 B種優先株式 8.00 D種優先株式 12.70	普通株式 1.00 A種優先株式 35.00 B種優先株式 8.00 D種優先株式 12.34
1株当たり純資産額(円)	35.16	48.05	44.09

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成28年9月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	普通株式 59,444,900株	78.79%
	A種優先株式 6,000,000株	(注2) —
	B種優先株式 3,000,000株	(注2) —
	D種優先株式 16,000,000株 (注1)	21.21%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	B種優先株式 85,714,285株	113.61%
	D種優先株式 176,795,580株 (注3)	234.34%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	B種優先株式 122,448,979株	162.30%
	D種優先株式 176,795,580株 (注4)	234.34%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(注) 1 下記「Ⅱ. A種優先株式(自己株式)の取得について」のとおり、平成29年4月27日付で、本件第三者割当と同時にA種優先株式の全てを取得する予定です。なお、A種優先株式の取得後、A種優先株式は全て消却する予定です。

2 A種優先株式及びB種優先株式は議決権を有しないため、発行済株式数に対する比率は記載しておりません。

3 現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数につき、D種優先株式に係る転換価額(行使価額)は90.5円(平成26年8月15日に修正がなされた際の転換価額)として計算しております。

4 下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数につき、B種優先株式に係る転換価額(行使価額)は、24.5円(現時点のB種取得価額ベースでの下限一斉B種取得価額)として計算しております。

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
始値	100	98	91
高値	130	98	92
安値	92	87	49
終値	96	90	82

②最近6ヶ月間の状況

	平成28年9月	平成28年10月	平成28年11月	平成28年12月	平成29年1月	平成29年2月
始値	72	77	74	76	78	80

高 値	78	77	81	79	81	80
安 値	69	70	65	74	76	76
終 値	78	72	75	78	78	77

(注) 平成 29 年 2 月の株価については、平成 29 年 2 月 9 日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日における株価

	平成 29 年 2 月 9 日
始 値	77 円
高 値	77 円
安 値	77 円
終 値	77 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

方法	第三者割当増資による優先株式 (D 種優先株式) の発行
払込期日	平成 26 年 3 月 31 日
発行価額	1 株につき 1,000 円
調達資金の額	16,000,000,000 円 (差引手取概算額 15,920,000,000 円)
募集時における発行済株式数	普通株式 59,444,900 株 A 種優先株式 6,000,000 株 B 種優先株式 3,000,000 株 C 種優先株式 9,000,000 株 (注)
当該募集による発行株式数	16,000,000 株
募集後における発行済株式総数	普通株式 59,444,900 株 A 種優先株式 6,000,000 株 B 種優先株式 3,000,000 株 D 種優先株式 16,000,000 株
割当先	株式会社整理回収機構
発行時における当初の資金使途	金融仲介機能を積極的かつ継続的に果たし、これまで以上に地域の中小企業等や個人のお客様に対するコンサルティング機能の発揮及び円滑な資金供給と質の高いサービスの提供を行うために活用。
発行時における支出予定時期	平成 26 年 3 月 31 日以降
現時点における充当状況	地域の中小企業等や個人のお客さまに対する貸出に全額充当しております。

(注) D 種優先株式の発行に先立ち、C 種優先株式の全てが取得・消却されております。

II. A 種優先株式 (自己株式) の取得について

1. 取得の理由

全額をコア資本に算入可能である E 種優先株式の発行と同時に、コア資本への算入額が今後漸減していく適格旧資本調達手段である A 種優先株式の償還を行うことにより、当行の自己資本を維持・充実させつつ将来における優先配当の負担軽減を図るためです。バーゼルⅢ国内基準のもとでの十分な自己資本比率を確保し、安定的な収益基盤を強化することで、地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務を果たすことができると考えております。

なお、A 種優先株式の取得後、A 種優先株式は全て消却する予定です。

2. 取得の内容

(1) 取得対象株式の種類	株式会社豊和銀行 A 種優先株式
(2) 取得対象株式の総数	6,000,000 株
(3) 取得価額	1 株につき 1,000 円
(4) 取得価額の総額	6,000,000,000 円

(5) 取得予定日	平成 29 年 4 月 27 日
-----------	------------------

(注) 本件取得については、上記「Ⅰ. 第三者割当による E 種優先株式の発行について」記載の E 種優先株式の発行が行われ、かつ、下記「Ⅲ. 資本金及び資本準備金の額の減少について」記載の資本金及び資本準備金の額の減少がなされることにより、取得時点において必要となる分配可能額が存在することが条件となるため、E 種優先株式の発行が中止又は延期される場合には、本件取得についても中止又は延期されます。

Ⅲ. 資本金及び資本準備金の額の減少について

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

A 種優先株式の償還に際して必要となる十分な分配可能額の確保を目的として、E 種優先株式の発行と同時に資本金及び資本準備金の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることを予定しております。

なお、かかる資本金及び資本準備金の額の減少については、E 種優先株式の発行の効力が生じること及び必要となる許認可等の効力発生を条件といたします。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少すべき資本金の額

4,000,000,000 円（但し、E 種優先株式の発行により同時に増額する資本金の額がこれを下回る場合は、当該額）。なお、E 種優先株式の発行と同時に、これにより増額する資本金の額を限度として行うものであるため、効力発生日後の資本金の額は同日前の資本金の額を下回ることはありません。

(2) 減少すべき資本準備金の額

2,000,000,000 円（但し、E 種優先株式の発行により同時に増額する資本準備金の額がこれを下回る場合は、当該額）。なお、E 種優先株式の発行と同時に、これにより増額する資本準備金の額を限度として行うものであるため、効力発生日後の資本準備金の額は同日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(4) 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日	平成 29 年 2 月 10 日
債権者異議申述公告	平成 29 年 3 月 24 日（予定）
債権者異議申述最終期日	平成 29 年 4 月 24 日（予定）
効力発生日	平成 29 年 4 月 27 日（予定）

(5) 今後の見通し

かかる資本金及び資本準備金の額の減少は、純資産の部の勘定科目間の振替処理であり、当行の業績予想に与える影響はありません。

以 上

本件に関する問合せ先	総合企画部	さいしよ たくつづ	税所、高次	TEL 097 (534) 2608
------------	-------	-----------	-------	--------------------

株式会社豊和銀行
E種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類
株式会社豊和銀行E種優先株式（以下「E種優先株式」という。）
2. 募集株式の数（上限）
8,000,000株
3. 募集株式の払込金額
1株につき1,000円（総額（上限）金8,000,000,000円）
4. 増加する資本金の額
1株につき500円（総額（上限）金4,000,000,000円）
5. 増加する資本準備金の額
1株につき500円（総額（上限）金4,000,000,000円）
6. 発行方法
第三者割当の方法による。
7. 申込期間
平成29年4月13日（木曜日）から平成29年4月26日（水曜日）まで
8. 払込期日
平成29年4月27日（木曜日）
9. E種優先配当金
 - (1) E種優先配当金
当行は、定款第38条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）又はE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、E種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当率を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「E種優先配当金」という。）の配当を行う。配当率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して第10項に定めるE種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
 - (2) 非累積条項
ある事業年度においてE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配

当の額がE種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、E種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

10. E種優先中間配当金

当行は、定款第39条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「E種優先中間配当金」という。）を支払う。

11. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過E種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過E種優先配当金相当額

E種優先株式1株当たりの経過E種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にE種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対してE種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

12. 議決権

E種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。

13. 種類株主総会

法令に別段の定めがある場合を除き、当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においても、E種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

14. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、平成36年4月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、E種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

ただし、取締役会は、金融庁の事前の確認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかるE種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産をE種優先株主に対して交付するものとする。なお、E種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、E種優先株式の取得と引換えに、E種優先株式1株につき、E種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過E種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第11項(3)に定める経過E種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過E種優先配当金相当額を計算する。

15. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、平成39年4月1日（以下「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日までに当行に取得されていないE種優先株式の全てを取得する。この場合、当行は、かかるE種優先株式を取得するのと引換えに、各E種優先株主に対し、その有するE種優先株式数にE種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。E種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が45円（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額（ただし、下記(3)による調整を受ける。）とする。

(3) 下限取得価額の調整

イ. E種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下、「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \text{調整前下限取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}$$

(i) 下限取得価額調整式に使用する時価（下記ハ.(i)に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（無

償割当ての場合を含む。) (ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。) その他の証券 (以下「取得請求権付株式等」という。)、又は当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券 (以下「取得条項付株式等」という。) が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後下限取得価額は、払込期日 (払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。) (無償割当ての場合はその効力発生日) の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数 (基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。) が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 下限取得価額調整式に使用する時価を下回る価額 (下記ニ. に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)及び(v)並びに下記ハ. (iv)において同じ。) をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合 (無償割当ての場合を含む。)

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日 (新株予約権の場合は割当日) (無償割当ての場合はその効力発生日) に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日 (新株予約権の場合は割当日) (無償割当ての場合はその効力発生日) の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日 (以下「価額決定日」という。) に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件 (本イ.又はロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。) が付されている場合で、当該修正が行われる日 (以下「修正日」という。) における修正後の価額 (以下「修正価額」という。) が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修

正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる下限取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)又は(b)の場合に応じて、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前下限取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)又は本(iv)による調整が行われている場合

調整係数は、上記(iii)又は本(iv)による調整を行う直前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)又は(iv)による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

- (vi) 株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

- ハ. (i) 下限取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本(3)に準じて調整する。

- (ii) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。
- (iii) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該下限取得価額の調整の前に上記イ.及びロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)又は(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (iv) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)及び(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合には修正価額）とする。
- ニ. 上記イ.(iii)ないし(v)及び上記ハ.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ハ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

16. 譲渡制限
 - (1) E種優先株式を譲渡により取得することについては当行取締役会の承認を要する。
 - (2) 当行取締役会は、E種優先株式の譲渡による取得について、当行取締役会が定める一定の基準に従って承認する権限を代表取締役に対して委任する。
17. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て
 - (1) 分割又は併合
当行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びE種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。
 - (2) 株式無償割当て
当行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びE種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。
18. 法令変更等
法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。
19. その他
上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

以 上